

高知地方最低賃金審議会議事録

高知労働局

第53期 第2回

開催年月日 令和3年6月25日(金)

開催場所 高知労働局 別館会議室(301)

出席委員数	議題	1 「高知県最低賃金」改正決定について(諮問)
公益代表 3名	2 運営小委員会結果報告について	
労働者代表 5名	3 適用事業所数及び適用労働者数(電子・貨物)	
使用者代表 5名	について	
	4 その他	

次回本審開催予定日 令和3年7月29日

[開会] 午前10時03分

会 長 　ただ今から、第53期第2回高知地方最低賃金審議会を開催します。  
　　まず、始めに資料1をご覧ください。  
　　令和3年6月16日付で、新たに第53期高知地方最低賃金審議会委員に  
　　任命された使用者代表委員である「野村委員」をご紹介します。  
　　現職は、高知県経営者協会専務理事でございます。  
　　それでは、野村委員から一言ご挨拶をお願いします。

野村委員 　ご紹介いただきました高知県経営者協会の野村でございます。  
　　長瀧の後任といたしまして、こちらの最低賃金審議会の委員に就任するこ  
　　とになりましたので、引き続きよろしくお願いたします。

会 長 　よろしくお願いたします。

会 長 　本日は、「高知県最低賃金」の改正決定について、局長から諮問を受けると  
　　いうことになっておりますので、ただ今から諮問の手続きを行います。  
　　まず、始めに局長からご挨拶をいただいたうえで、引き続き諮問を受けたい  
　　と思います。

局 長 　高知労働局長の柳澤でございます。  
　　本日は、皆様方大変お忙しい中、本審議会にご出席をいただき、ありがと

うございます。

また、平素から高知労働局の行政運営につきましては、格別なご理解、ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

本日は、令和3年度の高知県最低賃金の改正決定につきまして、ご審議を賜りたく、諮問をさせていただきます。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響等を踏まえ、高知県最低賃金は2円の引き上げとなりました。

本年度に入り、ワクチン接種が進む中、少しずつ明るい兆しが見え始め、ポストコロナを見据え、経済の好循環を実現するための環境整備に取り組む必要があります。

昨年度に引き続き、このような大変な状況の中、委員の皆様には本年度の審議をお願いするわけですが、審議にあたりまして、政府の最低賃金に対する基本的な考え方についてお話しをさせていただきたいと思っております。

6月18日に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略フォローアップ」では、賃上げしやすい環境整備に取り組むため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取り組みなども参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1,000円とすることを目指すとされたところでございます。

また、政府として、新型コロナウイルス感染症については、希望する全ての対象者へのワクチン接種を10月から11月にかけて終えることを目指し全力で取り組んでおり、感染症の厳しい経済的な影響に対し、引き続き、重点的・効果的な支援策を講じ、事業の継続と雇用の確保、生活の下支えに万全を期し、賃上げしやすい環境整備に向けて、引き続き関係省庁とも連携して、より一層の支援に取り組んでいくものとしています。

現在の高知県の雇用情勢につきましては、有効求人倍率が昨年12月以降、令和3年4月末現在で5か月連続で1倍を超えるなど、少しずつではありますが、持ち直してきている状況にあります。

一方、現在においても、多くの事業主の皆様方が、感染症の影響を踏まえて、全力で雇用維持等に取り組んでいただいております。これも事実でございます。

高知労働局といたしましては、引き続き、感染拡大防止に全力を尽くすとともに、特例期限が延長された雇用調整助成金等を活用いただき、労使のご協力もいただきながら、ポストコロナに向けた雇用の維持、事業の継続、そして生活・暮らしを守り抜いてまいりたいという風に考えているところでござ

ざいます。

審議会の皆様方におかれましては、こうした新型コロナウイルス感染症の影響や、地域の実情等に十分にご考慮いただきながら、今年度の最低賃金改正について、ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

事務局におきましても、資料作成、情報収集を行い、円滑な審議が行われますよう、審議会の運営に尽力してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、諮問にあたり、挨拶とさせていただきます。  
どうぞよろしくお願いいたします。

局長から会長に諮問文を手交  
事務局 傍聴人も含め全員に諮問文の写しを配付

会 長            それでは、事務局から諮問文の朗読をお願いします。

事務局 諮問文の朗読

会 長            ただ今、局長から「高知県最低賃金」の改正決定について諮問を受けましたので、事務局から今後の手続きについて説明をお願いします。

事務局            それでは、諮問に関連する手続きについて説明いたします。  
まず、お手元の資料の3ページの資料3をご覧ください。  
高知県最低賃金の改正決定に係る審議の流れを示しております。  
また、6ページの資料6と、7ページの資料7につきましては、令和2年度の審議会、専門部会の審議運営状況を日付順にお示ししております。  
まず、高知県最低賃金の改正決定を審議していただく専門部会の設置と、委員の任命に関する手続きに関してですが、改正審議を行う場合、最低賃金法第25条第2項により「専門部会」を設置しなければならないこととされております。  
この専門部会の構成は、最低賃金法第25条第3項により公労使各側同数の委員をもって組織することが規程されており、委員の人数は、審議会令第6条第1項により合計9名以内とされています。  
従来から本審議会では、公労使委員各3名の構成とされておりますので、今回も、公労使委員としてそれぞれ3名の委員を任命していただきたいと考えております。  
なお、労使の委員の推薦につきましては、本日より3週間後の7月16日（金）を締切日として、本日、公示したいと考えております。

また、委員の任命につきましては、土日を挟んだ翌週月曜日の7月19日以降に行うこととしたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

次に、高知県最低賃金の改正決定に関する労使の意見聴取についてでございますが、最低賃金法第25条第5項により、審議会は、最低賃金の改正決定について調査審議を行う場合は、関係労使の意見を聴くものとされております。

意見聴取については、専門部会の委員の推薦と同様に公示することとされておりますので、労使の委員推薦の締切日と同様に、7月16日をその締切日としたいと考えております。

また、この2つの公示に関しましては、4ページの資料4に公示関係として添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上でございます。

会 長        それでは、事務局の方で専門部会委員の任命と意見聴取の事務手続きを進めてください。

会 長        次に、5月25日に開催されました運営小委員会の結果報告についてです。本年度の審議会、専門部会における審議運営の進め方などが検討されておりますので、これについて事務局から報告をお願いします。

事務局        令和3年5月25日に開催された第53期第1回審議会終了後に開催された第1回運営小委員会での合意事項について報告いたします。

その前に、第53期第1回審議会の議事要旨を2ページに資料2として添付させていただきました。

こちらは、第1回審議会の議事の概要を議事要旨としてまとめたものですので、ご覧ください。

では、お手元の資料の5ページの資料5をご覧ください。

運営小委員会では合意された事項を資料5としてまとめております。

運営小委員会での全会一致での合意事項を報告させていただきます。

まず、高知県最低賃金改正決定の審議運営及び中央最低賃金審議会の「目安」の取扱いについてです。

1点目としまして、中央最低賃金審議会の目安につきましては、従前どおり地域専門部会における金額審議の最も重要な資料の一つとして取扱うことが合意されました。

2点目としまして、地域専門部会における最低賃金審議会令第6条第5項「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」の適用については、全会一致

の場合に限ることとし、全会一致でない場合には、本審で議決することが合意されました。

3点目としましては、8月5日(木)を目途に結審し、局長あて答申することが合意されました。

地域別最低賃金の改定については以上です。

次に、特定(産業別)最低賃金の審議運営についてです。

1点目としまして、改正の申出がなされ、申出要件を事務局で精査のうえ、要件を満たし、改正決定の必要性の諮問がなされた場合には、例年どおり必要性の有無について特別小委員会を設置し、審議することと合意されました。

2点目としまして、特定最低賃金の特別小委員会委員は、本審委員により、各側3名で組織することと合意されました。

3点目としましては、特別小委員会に労使の業界関係者をこれまでどおりオブザーバーとして招聘することとし、オブザーバーの招聘手続きは、特別小委員会に委ねることと合意されました。

4点目としまして、特別小委員会で「改正の必要性あり」とされ、専門部会が設置された場合の審議については、現行の発効日に留意したうえで、審議することとされました。

5点目としましては、特定最賃専門部会における最低賃金審議会令第6条第5項の適用についても、全会一致の場合に限ることとし、全会一致でない場合には、本審で議決することが合意されました。

特定産業別最低賃金の改正については以上でございます。

次に、事業場実地視察については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う現在の県内の状況下において、受け入れ事業場の負担増を考慮し、中止すべきとの合意がなされました。

次に高知県最低賃金改正審議における「意見陳述」についてですが、これまでどおり、地域最賃改正審議に関して意見陳述の要請があれば、時間を30分以内、人数を2名以内の制限を設けたうえで、地域最賃改正審議の参考となる内容に限定して、全員協議会の場で意見陳述を受けるとことが合意されました。

また、異議申出後の意見陳述の要請があれば、異議審議の際に時間を10分以内、陳述人1名の制限を設けたうえで、地域最賃改正にかかる内容に限定して受けるとことが確認されました。

以上でございます。

会 長

ただ今の運営小委員会の報告については、この後順次ご審議をいただきますので、ご意見等ございましたら、その中でお願いします。

会 長            それでは、運営小委員会での合意事項を踏まえて、本審議会で取扱いを審議  
します。

まず、中賃の目安については、例年、高知県最低賃金の改正審議における  
「最も重要な参考資料の一つとする」こととして取扱ってきているところ  
です。

この点につきましては、先日の運営小委員会でも、合意をいただいたところ  
ですが、本審議会においても確認をいただきたいと思います。

例年同様の取扱いでよろしいでしょうか。

異議なし

会 長            異議がないということですので、中賃の目安については本審議会において、  
高知県最低賃金の改正審議における最も重要な参考資料の一つとすることと議  
決します。

会 長            次に、今後設置されます地域最賃の専門部会の決議に関する取扱いです。

審議会令第6条第5項によれば、「審議会は、あらかじめその議決する  
ところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の議決とすることが  
できる。」との規程があります。

この規程の適用については、5月25日に開催した運営小委員会でも、  
「専門部会で全会一致した場合に、審議会令第6条第5項の規程を適用し、  
全会一致でない場合には、本審において改めて議決する。」という合意がな  
されております。

この点につきましても、本審議会におきまして改めて議決をしておきたい  
と思いますが、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

異議なし

会 長            それでは、異議がありませんので、地域最賃の専門部会については、全会一  
致の場合に限り、審議会令第6条第5項を適用し、審議会の議決とすることと  
します。

会 長            次に、高知県最低賃金の発効日について、お諮りしたいと思います。

運営小員会では、8月5日(木)までに局長あて答申することを目途に審  
議を行うこと」という合意がなされております。

本審議会におきましても、高知県最低賃金の発効日については、運営小委

員会での合意事項のとおり、8月5日(木)までに局長あて答申をすることを目途として、審議を尽くし、最短効力発生日である10月1日の発効をめざすということとしてよろしいでしょうか。

異議なし

会 長 異議がありませんので、高知県最低賃金の発効日については、8月5日(木)に局長あて答申することを目途として、集中的に審議を行い、10月1日の発効をめざして、審議を尽くしていただくことを本審の議決とします。

会 長 続いて、特定(産業別)最低賃金の審議運営について、お諮りしたいと思います。

本県では、「電子」と「貨物」の特定(産業別)最低賃金がありますが、改正の申出があれば、事務局で申出要件の審査を行うこととなっています。

そのうえで、申出要件を満たした場合には、高知労働局長から「必要性の有無についての諮問」を受けた段階で、運営小委員会で、公労使各側3名で構成する特別小委員会を設置し、必要性の有無について、審議を行うとの合意がなされています。

さらに、本年度も特別小委員会に参考人を招聘することとし、参考人の招聘手続きなどは、特別小委員会に委ねることが運営小委員会で合意されています。

このことについて、何かご意見等がありますか。

意見なし

会 長 特にないようでしたら、特定(産業別)最低賃金における必要性審議については、例年どおり、公労使各側3名で構成する特別小委員会を設置して審議を行うこと。特別小委員会には参考人を招聘し、参考人の招聘については特別小委員会に委ねることをこの本審における議決とします。

会 長 それでは、事務局から現時点の申し出状況を説明してください。

事務局 令和3年3月26日に開催された第52期第13回本審でも報告させていただいたとおり、「電子」においては令和3年3月12日に、「貨物」につきましては令和3年3月3日に、それぞれ、改正を申し入れる旨の「意見表明」をいただいております。

しかし、本日現在において、「電子」「一般貨物」ともに、申出書をいた

だいておりません。

例年であれば、「特定（産業別）最低賃金改定必要性の諮問」につきましては、目安伝達を行う第3回本審において受けているようでございますので、事務局の審査の時間も考慮していただき、7月中旬までに申出書を提出していただければ第3回の本審で提示することが可能です。

なお、8ページの資料8から、10ページの資料10に関しては、資料8が令和2年度特定（産業別）最低賃金決定にかかる審議会の運営状況等というタイトルのものです。

資料9に高知県電子部品等製造業について、資料10に高知県一般貨物自動車運送業最低賃金の令和2年度の審議経過をお付けしております。

こちらはただ今申し上げたとおり、特定（産業別）最低賃金にかかる令和2年度の審議ならびに運営状況の経過を時系列にまとめたものとなっております。以上でございます。

会 長 特定最賃の改正の申出書に関しては、7月中旬を目途として提出いただければ次回の本審の資料として提示することが可能とする事務局からの説明について、労働者側委員から何かご意見はありますか。

市川委員 特にないです。

会 長 それでは、「電子」「貨物」について、労働者側委員には、事務局の審査の時間を考慮していただいて、7月中旬を目途に申出書を提出していただきますようお願いいたします。

会 長 続いて、特定（産業別）最賃の専門部会の取扱いです。

地域最賃と同様、特定（産業別）最賃の専門部会については、専門部会で全会一致した場合に、審議会令第6条第5項の規程を適用し、全会一致でない場合には、本審において改めて、議決することを現時点での決議事項とすることでよろしいでしょうか。

異議なし

会 長 それでは、本審議の議決とします。

会 長 それから、現行の特定（産業別）最賃の「発効日」の取扱いについてですが、運営小委員会の合意事項のとおり、現行の発効日に留意しながら審議を行うことを本審の議決事項としてよろしいでしょうか。

#### 異議なし

会 長 異議がありませんので、本審議会での議決とします。

会 長 続いて、実地視察ですが、新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う現在の状況下において、受け入れ事業場の負担増を考慮し、「中止すべきである」との運営小委員会での合意がなされました。

これについて、何かご意見はありますでしょうか。

#### 意見なし

会 長 特になければ、実地視察については「中止」ということで、本審における議決とします。

会 長 続いて、審議会における意見陳述の手続きについてです。

例年、意見陳述の要請があれば、全員協議会を開催して、意見聴取を行っております。

この点について、運営小委員会の検討では、意見陳述の要請があれば、全員協議会において、意見聴取を行うこと。意見陳述の時間は30分以内、陳述人は2名以内とすること。陳述内容については地域最賃の改定審議の参考となる事項に限定すること。異議申し出後の意見陳述の要請があれば、異議審議の際に意見聴取を行うこと。異議審に際しての意見陳述の時間は10分以内、陳述人は1名とすること。異議審議の際の陳述内容については、地域最賃の改定かかる異議に限定すること。

以上の合意がなされております。

本審におきまして、これらのことについて改めて議決しておきたいと思いますが、このような取扱いでよろしいでしょうか。

#### 異議なし

会 長 それでは、異議がありませんので、本審の議決とします。

今の議決は、地域別最低賃金改正審議に関して、意見陳述の要請があった場合には、「時間は30分以内」「陳述人は2名以内」として、「内容は、高知県最低賃金の改正審議の参考となるもの」に限定して、全員協議会の場で受けること。

また、異議申し出後の意見陳述の要請があれば、「時間は10分以内」

「陳述人は1名」として、「内容は、高知県最低賃金の改正決定にかかる異議」に限定し、異議審議の場で受けることとします。

会 長 次、議事の(3)についてですが、特定(産業別)最低賃金における「適用事業所数と適用労働者数」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 適用事業所数と適用労働者数につきましては、11ページの資料11と12ページの資料12をご覧ください。

資料11が「電子」にかかる適用事業所数と適用労働者数であり、資料12が「一般貨物」にかかる適用事業所数と適用労働者数です。

こちらの資料については、令和3年3月26日開催の第52期第13回本審において、委員の皆様は資料として配付し、詳細についての補足説明をさせていただいて、皆様方にご承認いただいた資料と同一のものであり、修正はございませんので、本日こちらの説明については省略させていただきます。

ポイントだけを申し上げますと、「電子」の適用事業所数は「6事業場」、適用労働者数は「455人」です。

また、「一般貨物」の適用事業所数は「302事業場」、適用労働者数は「1,667人」です。

なお、「一般貨物」の適用事業所数・適用労働者数については、令和3年3月26日開催の第52期第13回審議会において、第53期以降は、実態調査を元に算出する方法ではなく、「センサスを基に算出する方法に改める」との議決がなされていますので、申し添えさせていただきます。以上でございます。

会 長 ただ今の事務局の説明ですが、何かご意見はありますか。

意見なし

会 長 第52期の本審で資料として提出されていた資料11と12が、期が改まったことで改めて資料として提出したということでございます。

それでは、従來說明したとおりということですので、そのようなかたちで事務局は対応をお願いします。

会 長 それでは最後の議事となりますが「その他」として、事務局から説明をお願いします。

事務局

13ページの資料13をご覧ください。

これは、令和3年6月2日付で高知労働局長あてに提出された「JAL闘争支援・最賃全国キャラバン四国実行委員会」からの「JAL解雇撤回と全国一律最低賃金1、500円の実現を求める要請書」でございます。

では、要請書の「記」以下の要請事項を読み上げさせていただきます。

#### 要請書の読み上げ

事務局

以上が要請事項でございます。

なお、このような要請があったことについては、本省、高知労働局長、高知地方最低賃金審議会会長にお伝えする旨回答しております。

資料13についての説明は以上です。

次に、議事録への署名廃止の件について、第1回の審議会において宿題をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

本省に確認しましたところ、中央最低賃金審議会においても、既に議事録への署名が廃止されているとのことです。

確認の方法としては、議事録を確認していただく委員を選出する方法は従来通りで、事務局が作成した議事録を議事録確認担当委員あてにメールで送信し、修正箇所があれば修正箇所がわかる形で返していただき、それを事務局で修正し再びメールで返送する。最終的に異議がなければ、異議がない旨のメールをいただき、いただいたメールはプリントアウトし、審議会の一件書類として編綴ということでございました。

なお、令和3年3月に開催された高知地方労働審議会においても、議事録への署名が廃止されることとなりましたので、高知地方最低賃金審議会においても同じ扱いにしたいと考えておりますので、ご提案させていただいたものでございます。 以上でございます。

会長

ただ今、事務局から議事録への署名廃止についての提案がありましたが、ご意見などございますか。

前回の審議会で議事録の署名廃止の提案においては、署名が廃止されて、議事録の真実性において、どのように担保されるのか、ということが問題になって次回に審議が持ち越しとなりましたが、今回は内容の確認者がそれぞれメールで確認した旨を返信し、そのメール等を紙媒体で保存するというようなのです。ご意見ございますでしょうか。

西森委員

今会長がおっしゃってくださったとおりでありまして、この問題というのは手続きとして適正・妥当なのはどうかたちであるかという論点と、それに

加えて、そのあと残る公文書管理として、どのようなかたちが適正・妥当であるかという二つの問題があると考えております。

手続き面で、元々行政手続きの簡素化とか、あるいは昨年新型コロナウイルスの関係などで署名・押印といった物理的な移動を伴うものが必ずしも必要ではないのではないかという問題意識の下、簡素化されること自体は、それほど私は異論はありません。

ただ、前回の説明でお聞きできなかった点が、公文書管理としてはどういうことを想定されているかという点のご説明がなかったように思った次第です。

端的に言ってしまうと、残された保管された文書が偽造される恐れがないか、それを防止する必要があるのではないかというのが大きなところでございまして、元々署名がなされていれば、なかなかそれは改ざんが難しい。ただ、今回は署名を省くということでありますので、その当時作成された文書がそのとおり保管されているかどうか、それをどういう風に偽造防止していくのかということについては、やはり今後の手続きを変える上では、同様にご検討いただいて、それが保管されて一定の期間を過ぎたら、公文書館に移管されたりとか、アーカイブとして国民に公開されたりとか、その段階で確かに当時作られたものが残っているということが担保されているのか、そのあたりも含めたご説明をいただいたうえで、委員会の審議にあたっていただきたいと思います。と思っております。

先ほどのお話ですと、このメールを残すことによって、後日残されたものは偽造されていない、当時作られたものがそのとおり保管されていると一定担保できるということでありましたので、私としましては一応ご説明を受けたのかなと思っております。

ただ、まだまだ技術の発展途上というところもあると思いますので、本当に今後適正に残されるのかということに若干疑義がないではないのですが、私としては一応ご説明は承りました。

会 長

では、私から一つ指摘させていただきます。

メールでの「確認しました」という返信で担保するということでしたけれど、何を対象として確認したのかがわからないということになると妙だなというところがあります。

そうすると、確認したメールに、確認の対象の議事録の本文を貼り付けて、それを残しておくということになりそうな気がします。

ただ、テキストで貼り付けたりしている間にその一部を消してしまったりとかいうミスも考えられなくもないなというところはあるとは思いますが、以上です。

そのほかにご意見がなければ、議事録への署名については廃止する方向で。また、事務局が適正な公文書管理の具体的な方策を準備していただけたらと思います。よろしいですか。

異議なし

会 長 それでは次に、次回の会議の公開についてお諮りしたいと思います。

次回、第3回審議会は、事務局で日程調整を行ってもらった結果、7月29日(木)、午前9時30分から本審を開催し、全員協議会を午前9時00分から開催することとしてよろしいでしょうか。

異議なし

会 長 それでは、第3回審議会を7月29日の午前10時に開催し、意見陳述の要請があった場合には、午前9時30分から全員協議会を開催することとします。

そして、第3回審議会終了後に第1回専門部会を行うこととします。

会 長 次に、第3回審議会については、目安の伝達、特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無についての諮問などが議事として予定されていますが、非公開とする理由がなく、公開とすることとしたいと思います。

また、全員協議会についても同様に非公開とする理由はないと思いますが、公開とすることではいかがでしょうか。

異議なし

会 長 特に反対がありませんので、事務局には次の本審と全員協議会を開催する場合には公開することへの対応をお願いします。

会 長 続きまして、第1回地域専門部会の公開についてです。

専門部会の委員の任命手続きは事務局によって、これから行われるわけですが、第1回専門部会は、部会長の選出が主な議題となります。

特に非公開とする理由がなく、非公開とする必要性がないため、公開とすることとしたいと思います。いかがでしょうか。

異議なし

会 長 異議ございませんので、事務局には公開とすることへの対応をお願いします。

会 長 以上で、本日の議事を終了します。

なお、この後、事務局から連絡事項があるということですので、委員の皆さんはこのままでお待ちいただき、傍聴人の皆様はご退室をお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

[閉会] 午前10時50分